

令和6年第2回定例会(令和6年6月25日)

観光建設水道委員会委員長 (穴井 宏二 委員長)

去る6月14日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました「議第55号 令和6年度別府市一般会計補正予算(第3号)」関係部分ほか1件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、「議第55号 令和6年度別府市一般会計補正予算(第3号)」関係部分についてであります。

観光課関係部分では、企業版ふるさと納税の一部を観光客誘致・受入に要する経費に充当することに伴い、2,000万円を財源補正として計上しているとの説明がなされました。

委員から、具体的な予算の用途についての質疑があり、当局から、一般社団法人別府市産業連携・協働プラットフォームBiz LINKに対する事業費負担金として、インバウンド向けのウェブサイトの運営費等に使用する旨の答弁がなされた次第であります。

次に、都市計画課関係部分では、昨年度から実施している楠銀天街アーケード撤去業務の経費において、撤去を進めるにあたり、より安全に作業を行うためのクレーン作業の追加が必要となったことや、歩行者等の安全を確実に確保しつつ周辺交通等への影響を最小限とするため、仮設費用及び交通誘導員の増員に係る費用を補正計上しようとするものとの説明がなされました。

続きまして、公園緑地課関係部分では、その他都市公園整備に要する経費において、交付金の交付により、財源補正として、544万1千円を一般財源から減額し、国県支出金として補正計上しようとするものとの説明がなされ、委員からの、事業対象は特定の公園なのかとの質疑に対し、当局から、北石垣公園及び海門寺公園の防犯カメラに係る事業を進めていく旨の答弁がなされました。

最終的に、「議第55号 令和6年度別府市一般会計補正予算(第3号)」関係部分の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、「議第62号 別府市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について」は、水道法、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正により、水道事業の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたこと並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたことに伴い、条例を改正しようとするものとの説明がなされ、採決の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。